**第３回大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議議事概要**

**（開催要領）**

１　と　き　令和４（２０２２）年８月２５日（木）

午前１０時～午前１１時３０分

２　ところ　大阪府庁本館１階議会運営委員会室（ｗｅｂ会議併用）

３　出席委員

　　　　会場出席

岡田　　健一

曽我部　真裕

若林　　三奈

　　　　　　　　　藤川　　由彦（関係者）

　　　　オンライン出席

　　　　　　　　　佐伯　　彰洋

書　面　出　席

伊藤　　聡子

**（議事次第）**

　１　開　会

２　議　題

　　　　インターネット上の人権侵害の解消について

３　閉　会

（議事録要旨）

（事務局）

前回の会議に引き続き、有識者会議において実効性のある施策を検討するに当たり、その参考としていただくため、ゲストスピーカーからの意見聴取を行います。今回は、事業者からということで、LINE株式会社渉外管理チームの藤川由彦様にお越しいただいています。LINEでは、第三者による投稿が可能なサービスも展開されており、サービスの提供に当たっては、禁止行為の明示や誹謗中傷等の迷惑行為への対策、削除申告への対応に取り組むとともに、それらの対応状況を公開されています。また、藤川様は、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」に出席されてヒアリングを受けられたこともあり、今回のゲストスピーカーとして適任であると判断し、お越しいただきました。本日はLINE株式会社における、利用者への啓発の取組について、削除要請への対応について、行政、特に広域自治体である都道府県への要望等についてお話をお伺いします。前回同様、まずは10分程度でお話いただき、その後、質疑応答の時間を10分程度設けたいと思います。限られた時間にはなりますが、よろしくお願いします。それでは藤川様、よろしくお願いします。

（藤川氏）

　LINE株式会社の藤川と申します。よろしくお願いいたします。資料に基づいて、まず弊社の誹謗中傷対策に向けた取り組みについてご説明させていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、本日は8点こちらに記載されている内容をご説明させていただきます。3ページ目になります。まず弊社LINE株式会社が運営しているLINEというサービスの概要についてご説明させていただきます。こちら記載しておりますように、LINEはユーザー同士であれば、国内国外へ通信距離を問わず、ビデオ通信等が楽しめるコミュニケーションアプリとなっております。2011年の6月のサービスの開始以来、世界230以上の国と地域で利用されております。こちら代表的な機能を画像と一緒に図示してございます。一番左側がト－ク、音声通話、ビデオ通話、あとはその中で、スタンプ、絵文字、着せかえといったような機能もございます。先ほど第三者が投稿できるというお話ご紹介いただいたところですけれども、こちらに関しては、真ん中のオープンチャット、その隣の部分、あとはニュース等を閲覧するためのニュースタブ等をご提供してございます。1枚おめくりください。弊社のLINEのコミュニケーションアプリですけれども、現在、この日本のところに書いてあるように9200万人と書いてございます。こちらは、いわゆるMAUというものの数値でございまして、1ヶ月1回はご使用になるユーザー数、こちらが日本で9200万人ということでございます。このようなサービスについてですね、私どもに関しては安全安心な利用を非常に重点をおいて取り組んでまいりました。5ページ目にありますけれども、この取り組みに関しては、ここ①～③に記載しておりますように、まず①サービスの利用上のルール、②サービスの不正利用を防止する仕組み、③がユーザーへの普及啓発、こちらを大きな柱としてこれまで取り組みを進めてきたところでございます。実際その中身についてご紹介させていただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、まず禁止行為の明示・ルールのところでございます。まずですね、利用規約において、誹謗中傷をはじめとする禁止行為を明示してございます。こちら下側に図示しておりますように、例えば13.8.において、誹謗中傷に関連する目的とするような行為こちらを禁止行為として明示的に示しております。右側にありますように利用規約に書いてあるルールについて、安心安全ガイドというユーザー様がより見やすいような形で周知等を実施しております。いわゆる若年層というか若い方に多くご利用いただいておりますし、青少年もご利用していただいておりますので、言葉もよりわかりやすいような形で今回の方も記載をしておるということでございます。翌ページになります。禁止行為の明示に対して、今度は誹謗中傷等の迷惑行為への対策ということでございます。この対策の代表的な例をこちらに示しております。先ほど申し上げた第三者が閲覧できるような状態で投稿できる機能、こちらにおいてそのサービスの特性に合わせた対策等を実施しております。LINEのオープンチャットという機能に関してはＮＧワードを設定しておりまして、該当すると自動的に非表示化する機能を設けております。オープンチャットに関しては、ユーザー様自身が、トークルームもしくはその内容を管理できるようにということで、ユーザー様独自のＮＧキーワード設定するような機能を設けております。またラインブームに関しては、ブロックという形で相手を見えなくするわけなんですけども、そういう機能を設けていて、ブロックした場合お互いのフォローが解除されて、今後フォローができなくなる、相手が見えなくなるような機能を設けております。そうすることで投稿、あとはストーリーという投稿の一種ですけれども、そういったものを相手から見えなくするような機能を設けています。もう１枚おめくりいただきまして、誹謗中傷迷惑行為への対策の続きです。先ほど申し上げたラインオープンチャット、ラインブームなどのサービスですけれど、こちらに関しては、機械的なチェック、あと人の目によるチェック、こちらを通じて規約や法令に反するコンテンツが拡散されないように努めています。翌ページですけども、先ほど削除の話があったわけなんですけれども、削除申告への対応ということでご紹介させていただきます。LINEというアプリの中にいくつかのサービスがあるわけなんですけれども、各サービスで通報窓口を設置しております。そうすることで、その窓口を設置するとともにかつ名誉棄損やプライバシー侵害等に関する削除申告、こちらの窓口を用意して対応してございます。こちら下段に図示しておりますけど、通報機能という形で簡単な操作で分かりやすく通報できうるような機能を持っておりまして、通報していただくことで、先ほど申し上げたような機械的なチェック、人の目によるチェック、私達が能動的に見ることでまたさらに見ると確認するということを行っております。かつ図示の右側にありますけれども、問い合わせフォームを設けておりまして、こちらを通じて名誉棄損やプライバシー侵害等の権利侵害情報の削除を申告することができます。こちらをいただくと私どもは内容を確認してですね、関連する情報を確認しながら対応を進めてまいるところでございます。

6でございます。こういった対応に関して透明性の確保を行うという趣旨でですね、Transparency Reportといったものを公開してございます。こちらで違反行為の対応状況等のグラフを記載しますけどもこういった形で公開しているということでございます。翌ページです。冒頭申し上げた取り組みの3つ柱の3つ目になりますけれども、情報モラル啓発活動に重点を置いて、これまで取り組んでまいりました。情報モラル啓発活動に関しては、私どもLINE株式会社が設立した一般財団法人LINEみらい財団においてですね、安全安心なコミュニケーションに向けた出前授業や、調査研究等の活動を実施しております。左側、出前授業について簡単にご紹介しておりますけれども、全国の学校や自治体、関係機関において、出前授業という形で講演活動等を実施しており、2012年の開始以来、オフライン・オンラインという形にはなりますけれども、合計1万回以上、このような活動を実施してまいりました。右側ですけれども、その情報モラル啓発活動で、効果分析という青少年のネット利用の実態調査等を行い、こういった資料を皆さんにご活用いただけるよう公開しているということです。

最後のページになります。LINE株式会社が独自の取り組みだけではなく業界全体の発展に向けた取り組みということで、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構という業界団体、こちらの方の活動に参画しており、業界全体の課題解決に努めているところでございます。こちらによると特に誹謗中傷の取り組みの一つとして、法務省人権擁護局、総務省、一般社団法人セーファーインターネット協会と連携して、「NoHeartNoSNS」というスローガンのもと、相談先等をまとめた特設サイトを開設しています。こちらの特設サイトにおいては、相談先であったりSNSを利用していて困ったときに活用できる、そういった機能等を紹介しており、皆様にこういった相談先があるということをご紹介するよう普及に努めているところでございます。このように弊社LINE株式会社では、私どもが提供するサービスに関して、運用を進めており、より安全安心の環境を皆様にご提供してまいりたいと思っております。ご説明以上となります。

（事務局）

ありがとうございます。それでは質疑応答に入らせていただきますが、まずは事務局からお伺いいたします。

（事務局）

迷惑行為の対策でありますとか啓発活動ありがとうございます。早速ですが削除要請の対応について質問させていただきたいと思います。大阪府では、法務局やプロバイダに削除要請を行っておりますけども、削除される割合は決して高くありません。LINEにもこういった削除の要請があっても、削除されない場合があろうかと思いますけども、何が原因で削除されないのか、ご教授いただきたいと思います。個人の誹謗中傷ではありませんけども、いわゆる同和地区に関する識別情報の摘示だとかですね、ヘイトスピーチ等の差別については、プロバイダ側として削除要請があった場合対応が難しいのかどうか、そのあたり教えていただければと思います。よろしくお願いします。

（藤川氏）

まず法務局からの要請については、対応しているというか、当然確認させていただいて、適切な対応を取らせていただいております。一方で、どうしてもそういったコミュニケーションサービスというときにですね、機能自体が複雑であったり構造が複雑であったりということがあって、法務局以外も含めてということになろうかと思いますけれども、どこの投稿を指し示していただいているのか、分からないというか、意図が分からなかったりというケースもございます。そういった意味では削除要請いただいている先方も多くてですね、やはりコミュニケーションがかなり必要だろうというふうに認識しております。そういった意味では、法務局からの削除依頼に関して円滑に利用するために権利侵害情報、先ほど申し上げましたけど該当する指定方法等に関して、昨年よりマニュアル等を整備して提供をさせていただいております。ヘイトスピーチやいわゆる同和地区の摘示の情報ということですが、いずれにおいてもLINEの利用規約では禁止事項に当たるものでございます。ですので、削除要請等いただいた際にはですね、内容確認させていただいて、法令や弊社利用規約、関連するガイドラインに基づいて、利用規約等に違反するのかどうか確認させていただいております。当然違反が認められる場合には当該投稿の削除等を実施しているところです。場合によっては投稿者に連絡を行って意見を求めたりという作業も行っています。そうすることによって投稿者自身に投稿削除をしてもらうようなケースもございます。

（事務局）

ありがとうございます。次に、委員の皆様からのご質問を伺いますが、あらかじめ伊藤委員から資料２のとおり質問を頂戴しております。簡単に紹介しますと、LINEによるいじめというのは外部から気づけない状態で密室の中で執拗に繰り返され、証拠はすぐに削除されてしまうことがあり、啓発や教育に頼るしかないところも多いかとは思いますが、被害者が深刻に追い詰められている場合に、プロバイダとして対応するケースはあるのでしょうか。できるとしたらどのようなことが可能でしょうかといったご質問ですが、いかがでしょうか。

（藤川氏）

はい。まずですねその不適切な投稿に関しては先ほど申し上げたように利用規約において、例えば差別に繋がる表現であったりとか、差別を助長するような表現等に関しては、そういったものを投稿するような行為を確認した場合にはサービスの全部または一部という形でアカウントの停止等の対応をしております。またそういったモニタリングといったところがある1つのきっかけになるわけなんですけども、ユーザーの皆様から問い合わせを通じてご連絡いただいた場合でも、対応をしているところでございます。先ほど資料でもご紹介した通りです。啓発については、非常に重要だと思っておりまして、当社が設立したLINEみらい財団、こちらにおいて青少年のネット利用の実態把握を行っているところですけども、その結果の中でも教育を実施することでネット上での他人の悪口の書き込みやいやがらせのメッセージの送信が違法であるということを理解した、そういった青少年やお子さんが増加することが明らかになっているところでございます。先ほど申し上げたように、インターネット上でのコミュニケーションであったり、そういったものと異なる、他のコミュニケーションの違い、その辺を理解していただけるよう啓発活動を行っているということでございます。またですね、プロバイダとしてできることということで、非常に深刻に追い詰められたということで、相談先等の案内も非常に重要だと考えております。啓発活動の一環としてですね、サービス上でもガイドライン等で、誹謗中傷であるだとか、そういったことを受けて傷ついた場合に相談先等がわかるように、サービス上で掲示するようなことも行っております。例えば先ほどご紹介した「NoHeartNoSNS」だとか、もしくは厚生労働省の「まもろうよ心」、こういったものをサービス上にバナーという形で掲載をしているということを行っております。また、サービス上で自殺するような、もしくは非常に困ったときに該当するような一定のワードで検索した場合に、やはり相談窓口を紹介するような施策も実施しているところです。

（事務局）

では、委員の皆様ご意見質問等ございますでしょうか。

（岡田委員）

LINE株式会社の場合、基本的には個対個の通信ですとかあるいはグループとグループ、あとはオープンチャットが最近リリースされたっていうところで、割と外部への広がりを見せてきていると思うんですけども、基本的な利用としては、やはり知っているもの同士、あるいは集団での投稿が中心だと思うんです。ただ最近ちょっと若い人から話を聞くと、面識がないもの同士でトークルームを開設したりとか、個対個の投稿をしているということも最近の若い方に関しては抵抗感なくやっておられると。相手がよく分からないけれども、LINEのアカウントは知ってるけれども、誰か分からないけども、非常にひどい暴言を吐かれたとかあるいはインターネット上の誹謗中傷とか関係ないんですが、若干詐欺的なものになったとかですね、そういったトラブルっていうのもちょっと見聞きするところはあって、相手を特定したいという場合に、いわゆる個対個の投稿なので、発信者情報開示のプラットフォームに載らないというところもあってですね、なかなか弁護士としても悩みを抱えているところでもあったりするんですけども、いわゆる企業としてそういったインターネット上あるいはインターネットを通じた様々な権利侵害に対して、被害者に対するフォローとか通信の秘密との兼ね合いもあっていろいろ難しいところもあるかもしれないですけども、どのように捉えておられるのか、どのように対応しておられるのかっていうのを聞きたいと思います。

（藤川氏）

まず発信者情報開示に関しては、ユーザー様のプライバシーの保護との兼ね合い、そこを重視しながら、内容確認させていただいて適宜対応させていただいているところです。また、トラブルに関してですけれども、例えば国民生活センターの方からも、情報提供を今していただいているところです。それに基づいて、例えば何かしらの形で先ほどのモニタリングに反映させるだとか、ユーザー様への注意喚起、そういったことも今後より力を入れてさらに進めていきたいと考えております。

（岡田委員）

いわゆるアカウント名からLINEさんの場合だとおそらく電話番号とか、メールアドレスが紐づいていて、そこから糸口として誰が加害者なのか特定していくっていうことをとるんですけども、そこを直ちに回答できるというハードルは高いのでしょうか、会社のお考えとしては。

（藤川氏）

まずですね、アカウント名からっていうのが非常に難しいところで、アカウント名自体がサービス上の一意ではないので、そうすると例えばいつどこでやりとりをしていたみたいな話になっていくと思います。そうするとまた数値的にも話があってくるわけですね。なので、一意になるというかそういった情報が必要になるという点が１つあります。そういう意味ではプライバシーの保護と通信の秘密の保護という兼ね合いもあろうかと思います。そういったことを踏まえた上で対応させていただいているということになります。

（若林委員）

お問い合わせフォームの方から削除要請があった場合、だいたい何日ぐらいでご対応いただけるものなのでしょうか。また、オープンチャットについては、迷惑行為に対する対策があるようですが、トークルーム等についても、何かＮＧワードみたいなものを設定され、例えば警告を発したり、あるいは投稿を非表示化したりといったことは考えておられないのでしょうか。もしそれが、難しい場合、なぜそのような違いを設けておられるのかということについて、教えていただければと思います。

（藤川氏）

まず問い合わせフォームの削除申告に関する対応日数ということですが、ちょっと今そちらに関しては答えを持ち合わせておりませんで、申し訳ないんですけれども控えさせて頂きます(※1)。加えて、オープンチャットにおけるＮＧワードの設定に対して、それ以外のものがトークルーム等にないのかという話ですけれども、まずオープンチャットに関してはいわゆる公開の領域ということと、かつトークルームをつくって管理者がその自分のテーマに合わせたような形で運営できるということがあります。なので、まずベースにある利用規約に基づく対応と、管理者となって利用者自身が自分のテーマもしくは趣旨に合わないものを、非表示対応できるようＮＧワードの設定ができるようになっているということです。そこはまた普通のトークルームと大きな違いとなっております。

|  |
| --- |
| ※1藤川氏からの追加回答  削除申告の内容を確認させて頂き、法令または利用規約に違反するか判断した結果、当該の投稿を削除する場合、ケースによりますが、対応が完了するまでに1週間から1か月程度要しています。 |

（若林委員）

　オープンな場なのか、閉鎖された場なのかという違いはあるとは思いますが、若年者の方の人権侵害トラブルについては、閉鎖的な空間で起こっていることもありますので、典型的な誹謗中傷については、投稿できなくなるとか、あるいは警告を発するという機能があってもいいのかと感じました。

（藤川氏）

一点不足してございました。オープンチャットに関しては、いわゆるトーク等を使うLINEアカウントとは異なる形の匿名のアカウントを使って入るようなルームになっております。ですので、基本的には知らない誰かと、例えば特定の趣旨趣向によって集まって、会話をするというような機能になっているということですけど、そういった違いもあって通常のトークよりもある一定のルールであったり、そういったことができる機能を設けているということです。そこが大きな差異です。

（曽我部委員）

ご説明ありがとうございました。そうですね。私は6の透明性の確保についてご質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、2、3ありまして、1つはTransparency Reportを以前から取り組まれているということを承知しておりますが、LINEさんではTransparency Reportを公表する意義目的をどうとらえておられるのか、ちょっとざっくりした質問なのですけれども、まずお聞きしたいのが1点です。それから次がこの円グラフなんですけれど、その他が多いですが、その他の内訳、その他はどういったものなのかということを教えていただければと思います。この場は誹謗中傷の話ですので、誹謗中傷を分解すると名誉棄損とか侮辱とか、そういうことかなと思うんですけど。それがこのその他になっているのかとか、その他に当たりそうなものとして不快な表現というのも迷惑行為としてあるんですけども、いわゆる誹謗中傷あるいはもうちょっと正確にいうと名誉棄損とか侮辱とかそういったものに関してはどういう分類になるのかという点も含めてその他の内訳について教えていただければと思います。もう一つ資料にないんですけど、今Transparency ReportのWeb上に出てるものを拝見すると、全体のどれぐらい削除された、非表示にされたのかというのが出ておりまして、機械的なチェックで非表示にした場合と、人の目でチェックして非表示にした割合というのは、それぞれ43.24％、56.76％と出ているんですけれども、この意味についてお伺いしたいということが3つ目なんですが、これは合わせて100になるので、非表示にした中でこういう内訳だということでしょうか。そうするといわゆる削除率というか、そういう方法があってどれぐらい削除したのかというようなものはこれは公表されていないということでよろしいんでしょうか。これ最初のTransparency Reportの公表目的ということとも関わると思うんですけども、その3点について教えていただければと思います。

（藤川氏）

Transparency Reportの意義ということになるんですけれども、私どもがお預かりしているデータをどのように扱っているのか、削除等への対応について、ユーザー様等へ広く説明する必要があるだろうということで、Transparency Reportを公開しているということでございます。加えて、先ほど申し上げたその他の内訳なんですけれども細かな説明ができればいいんですけれども、今ちょっと私の方で確認ができなかったので、そのようにご説明差し上げるしかないんですけど、また別途機会がありましたらご説明させていただきたいと思います(※2)。最後件数の話であります。おっしゃられたようにグラフもしくは内訳に関しては、先ほど100％になる、機械的にチェックしている、人の目によるチェックというところで、対応したものということになります。かつ通報された件数という形では掲載をしておりませんで、まだ仕組みとしては、投稿されたときにまず機械的なチェックが自動的に走ります。その中で自動的に削除されるものもあれば、内容的に機械が完全にチェックができなかった場合にアラートのような形で人が見るという仕組みになっております。通報に関してもそこからは通ってしまったけれども、通報されて、もう１回書かれていることになっていて、そこに関してまた同じように、通報を通じて確認をしているということで、そういった仕組みになっておるところでございます。そこで通報は何件なのかということがどのように確認できるかというところが、申し訳ないんですけども答えを持ち合わせておりませんで、仕組みの説明だけになりますけれども、回答させていただきたいと思います(※3)。

|  |
| --- |
| ※2藤川氏からの追加回答  グラフ上の「その他」には、例として、「LINE IDや電話番号などの個人情報の掲載」、「プレゼントキャンペーンなどを謳い友だち追加や個人情報の提供を促す行為」、「当社からの公式発言を詐称する投稿」、「アプリやサービス固有の理由により非表示にしたケース」等の件数が含まれております。誹謗中傷は、グラフ上の「不快な表現、迷惑行為」に含まれております。  ※3藤川氏からの追加回答  TRANSPARENCY REPORTの「違反投稿への対応」で示している非表示にした投稿の件数の内、通報により対応した割合は全体の約3%となります。また、ユーザーからの削除申告への対応については、ホームページ上で「ユーザーからの削除申告への対応」にて公表しております。 |

（曽我部委員）

もし可能であれば後日事務局にでも、補足的に情報提供いただければと思います。あとはLINEさんに限らず一般論ですが、今後の透明性の強化というのが求められる中で、いかなる目的で透明性を確保し、そのために必要な情報っていうのはどういうものなのかということは、今後考えていかないといけないのかなという感想を持ちます。これについてはLINEさんというよりは全体の感想です。

（佐伯委員）

ありがとうございました。一つだけ質問させてもらいたいのですが、情報モラルの啓発活動の中で、学校等で出前講座をされているということだったのですが、中高年層の方もLINE等を使われている方が多いと思うのですが、この中高年層の方への啓発について、どのように認識されているのかをお聞きしたいと思っております。

（藤川氏）

はい、仰られた通り、学校で小中高という形で出向いたり、今はオンラインという形でやっていますけれども出前授業を実施しております。ただ、ご質問の趣旨とちょっと異なるかもしれませんけれども、小中高のお子さんたちの保護者様、あとは教職員向けという形では、出前授業も実施しているところでございます。一方でお子さんとは関係ない中高年の方っていうことだと思うのですけれども、それ以外の方に関しては、いわゆるそのサービス上で啓発コンテンツという形で先ほどガイドラインの話をお知らせしましたけども、出前授業ではありませんけれども、コンテンツを用意してサービス内に掲示する等行っています。あとは先ほど申し上げたような、相談先の紹介等を行っているということがございます。またさらに中高年ということで、より高齢の方に関してということになりますけれども、最近自治体と連携して、情報モラルとは若干異なるところですが、SNSやスマートフォンの利活用に関する啓発コンテンツというものを共同開発させていただいて、ご提供、ご活用いただいている例がございます。

（事務局）

ありがとうございました。最後に事務局からもう1点質問をさせていただきます。

（事務局）

1点お伺いしたいのは、誹謗中傷の迷惑行為等の対策というところで、自動で非表示にされるＮＧワードを設定されているということなんですけれども、例えばですが、「死ね」という言葉をＮＧワードとして、それが文脈上冗談のケースもあればそうでないケースもありますし、例えばカタカナで「タヒね」と書けば死ねということになります。どのようなルールに基づいてＮＧワードを設定されているのかということが１点と、機械的なチェックをかけて自動的に非表示にするということは、最初から何もないところで人の目でというのではなく、1回機械でスクリーニングをかけて人の目でチェックするという理解でよろしいでしょうか。

（藤川氏）

はい、まずＮＧワードに関しては私どもこれまでの経験等からですね、まず非表示とする必要のあるワードのベースになるようなものを設定しております。ですので、例えば「死ね」というような言葉に関してもバリエーションが非常にあるということです。加えて、スクリーニングの話ですけれど、申し上げられた通り機械的なチェックにおいて、モニタリングを一旦かけ、かつ微妙なものに関して、先ほど申し上げたように人の目で見るということをしているところでございます。

（事務局）

ありがとうございました。時間の都合もございまして、これでゲストスピーカーからの意見聴取を終了させていただきたいと思います。藤川様におかれましては、大変ご多忙のところ、貴重なお話をいただきまして、ありがとうございます。いただいたご意見等につきましては、この後の会議や取りまとめの際の参考とさせていただきます。ありがとうございました。

（事務局）

本日この後の進行につきましては、まずは前回から引き続き検討を進めることとしておりました、「極めて悪質なものへの対応」、すなわち「被害者支援策」についてさらにご意見をお伺いすることとし、その後、中間報告の「素案」をご確認いただきたいと思います。なお、この場におられない伊藤委員につきましては、あらかじめ資料を送付し、ご意見を頂戴しておりますので、委員の皆様のご意見を伺う前に紹介させていただきます。

それでは資料3をご覧ください。これは、前回第2回の会議で「極めて悪質なものへの対応」として説明し、ご意見をいただいたもので、方向性案など、次回以降の会議で引き続き検討としておりました。具体的な施策メニューにつなげていく必要があり、「極めて悪質なもの」とすると議論が限定的になる可能性もあると考えまして、「被害者支援策」と表記を改めております。資料は基本的に前回と同じものでありますが、（2）方向性の検討の部分につきましては、前回の会議でいただいたご意見を反映させているほか、（4）今後の検討の進め方を追記しております。また対象とする人権侵害の判断を行うにあたり、基準となりうるものを最後に参考として挙げております。

本日は、特に（2）方向性の検討の部分につきまして、不特定多数の者に対する共通の属性を理由とした差別的言動や識別情報の摘示と、特定の個人・法人に対する名誉棄損やプライバシー侵害、それぞれにつきまして、広域自治体である大阪府として何ができるのか。具体的な取組事例を挙げていただきたいと思っております。前回までにいただいたご意見につきましては、資料中ほどのイ、ウに記載しておりますが、ここに挙げている削除要請や、犯罪被害者支援の一環としての支援、司法手続に対する支援、加害行為者に対する勧告等といったもののほか、大阪府として行うべき取組や課題などにつきまして、ご意見・ご提案をお願いしたいと思います。

なお、伊藤委員からのご意見は資料2のとおりでございますが、簡単に紹介いたします。現状、特定の個人、法人に対する名誉棄損、プライバシーの侵害については、基本、被害者本人が対応するものとなっているが、ほとんどの人にとって司法手続はもちろん、弁護士に相談することも非常にハードルが高い。行政としては、府民に寄り添うことを前提として、まずはそのハードルを下げることが役割だと思う。現在、大阪府がヘイトスピーチに対して行っている拡散防止措置の対象を、インターネット上の誹謗中傷にまで広げる。削除要請等に関しては法務局やセーファーインターネット協会が行っているならば、そこと連携して対処していくことも必要。裁判を起こす場合の費用などについても貸付制度なども検討すべき。そのためにも第三者機関による判断は必要。表現の自由としての匿名性は守られるべきであり、その見極めも含めて第三者機関で判断していく必要があると思う。といったご意見をいただいております。

このご意見も含めまして、方向性の検討の部分、広域自治体として何ができるのか。具体的な取組事例を挙げていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

（佐伯委員）

　これまでの議論を聞かせていただいて、インターネット上の誹謗中傷等の発言の中には、特定の個人や、法人に対する人権侵害の発言と不特定多数の者に対する人権侵害発言、たとえばジェンダーバイアスのような差別的な発言といったものに分けることができると思っています。これまでの議論だと特定の個人に対する人権侵害発言については、個人の問題であるから、行政がそこに関与をしていくことは少し難しいのではないかという話だったのですが、不特定多数に対する人権侵害発言については、これは行政が関わっていく余地はあるのではないかというふうに思います。三重県の条例では、差別的な発言をした者に対する勧告等ができる仕組みをとっているのですがそういった勧告等の仕組みを導入することは検討する余地があるのではないかと思います。ただ三重県の条例では、勧告等を行う場合は、第三者機関が介入して、それを判断することにしていますし、加害者が誰かっていうことがはっきり分かればいいのですが、そうじゃない場合も多いということになると、そういった勧告とかの規定を設けたとしても、実効性のある条例として、そういう措置が取れるかどうかって言うところは課題になるのかなと思っています。

（曽我部委員）

私としてはすでに申し上げたことが主になるので、繰り返しになりますが。まず今の佐伯先生のおっしゃることはまったくその通りだと思います。資料3の1ページの（2）のところの方向性の検討のところで記載がございます、府独自に第三者機関の設置をするということについても検討すべきではあるんですけども、もちろん検討されるということ自体は、されるということであれば、されたらいいと思うんですけども、個人的にはあんまり積極的ではなくて、すでに申し上げているとおりですけども、やはりノウハウ面ですとか、あとは他にも窓口がある中で、屋上屋を架すような印象を拭えないというところで、個人的にはやや消極的な考えを持っております。

ですので、まずやはり伊藤委員のご意見にあったかと思いますけど、既にある窓口にしっかりたどり着くようなサポート、情報提供が重要かなとは思いまして、その中で、法務局とか、セ―ファーインターネット協会その他すでにある窓口と何らか連携をしまして、府独自の支援策があるということであれば、府民の方が相談された場合に、府の支援策に繋いで、情報提供してもらうとかですね。そういったことが必要ではないかな、というふうに思っています。

そういう意味では資料３の（2）のウ「その他の取組」のところあたりは、府独自の政策として考えられるところではないかなとは思いますが、これもそれぞれ課題があるので、ここは検討していくということではないかなと思います。ウの３つ目のマルについては、先ほど佐伯先生もおっしゃられたとおり、やはりネット上の人権侵害に関しては、発信者特定が難しいということもありますので。3つ目に関しては、少し難しいかなというのは先ほど申し上げたとおりですが、ウのその他取組みに関しては今後検討を深めていく必要があるのではないかなと考えます。

（若林委員）

私も基本的に佐伯委員と曽我部委員のご意見に賛成です。基本的な意見についてはこれまでにも述べたところですが、それ以外にあえて何かを検討していくというのであれば、例えば現在大阪市でヘイトスピーチに対して行っておられるようなことを、本邦外出身者に対する不当な差別的言動だけでなく、識別情報の摘示の問題や感染症一般に対する差別的言動なども含め、特定の属性に対して行われるような不当な差別的な言動についても同様にヘイトスピーチの問題として取り組むということは考えられると思います。大阪市でやっているものを府としても取り組めるのであれば、そのような枠組みはありえるのかもしれないとは思います。あと加害者への勧告については確かにそれは難しい面があるであろうということと、一方で、過失によって加害者になる場合、特に若年者の方々で、きちんとした認識を持たないままに、差別的な投稿・拡散をしたり、あるいは人権侵害情報を投稿・拡散してしまったような場合に、気軽に相談できる窓口があるか、とくに学校の先生などを通さずに、直接、自分のやってしまった行為について取消したいと思ったとき、あるいは、自分自身の発信内容ではなくても、そういったものを見たり聞いたりした時に、何らかの形で、自分の身分を明かさなくても通報できるような仕組みが整備できないかと思います。加害者になってしまった、なるかもしれないというような方々にとっても、気軽に相談できることも必要ではないか、ということです。

（岡田委員）

これまでの議論で意見を述べてきたことと大きく変わるところはないかもしれないですし、先生方のご意見もその通りだなと思っておりました。方向性のところで、いわゆる不特定多数の方の属性等を理由とした差別的言動等に関しては、大阪市のヘイトスピーチ条例のように、いわゆる行政の方が、具体的な差別意識を広げる、増大させるような表現については、それはいわゆる表現の自由との関係でも望ましくないんだという意見を表明する。場合によっては拡散防止措置を取るのは府として取り組むこともありうるのかなと思いました。一方で個人に対する誹謗中傷というような言葉と言うのもあるんですが、それはいわゆる本当に誹謗中傷なのか、いわゆる表現活動の場合は当然相手に対する非難ですとか、批判っていう言動はもちろんあり得ることで、単にもう明らかに「死ね」とかですね、要するに人格的な非難になっていて、批判を超えているというような場合には、命にも関わってくることが多いですから、行政としてもそれは行き過ぎだというようなことを言うのかもしれないんですが、名誉棄損ですとか、そういったものに関しては、具体的に本当にそれが名誉棄損であるかどうかっていうところですとか、あとは公益性があるのかどうかとかですね、深く個別の方に入り込んでいくので、それを第三者委員会を設置してそれを審査していくってのはなじまないんじゃないかなと、むしろそれは裁判所の仕事かなというふうには思います。ただ一方で、そういうことに悩んでおられる方はたくさんおられるので、そういう方に対する相談窓口、そこに相談をすれば適切な場所があり、適切なサービス、サポートをしてもらえる場所が適宜されるというようなところというのは、府が設けることができるんじゃないかと。それは刑事事件になりうるのであれば大阪府警への相談を繋ぐとか、あるいは個別的にその削除を求めるとか、発信者を特定したいというような要望があれば、それができるように弁護士会等に連携をするとかですね、そういったことが望ましいことなんじゃないかなと思います。伊藤委員の意見の中で、そういった手続きをとるための費用の貸付等に関するところもあるんですけども、それは予算が許すのであればそういう措置もあり得るのかなと。これがいわゆる適当なのかどうか、法テラスに関してはいわゆる所得制限とかもあるので、それを撤廃した手続きを取るのかどうか。問題はそれが適切かどうかを審査するのに時間がかかるという場合に、発信者情報開示に関して時間制限があるという問題もありまして、いわゆる弁護士の費用、いわゆる貸付支援ができるかどうかを第三者機関に審査しますねというふうに審査している間に、ログが消えてしまうというようなリスクもあるので、どういうふうに体制を構築するのかというのは、課題はあるかなと思いますし、第三者機関を設置して具体的に何を審査するのか、先ほど述べたような不特定多数の者に対する、そういう活動が適切なものかどうか、不適切なものがないかどうかっていうことを、審査するのであればともかくとしてですね、個々の事案で審査していくというのはちょっと難しいかもしれないなというふうに思いました。加害行為者に対する勧告に関しては、先生方おっしゃる通りそもそも加害行為者の特定ができないという問題が割と多くあってですね、三重県の条例でどういうふうな運営をされているかちょっとわからないんですけども、特定ができてですね、先ほどもLINEさんの方からもありましたけども、クラスの中で省かれてグループが作られていて、どうやらいじめのようなものをされてるらしい、学校の先生に相談したけども、あまりのってくれないというような場合に、相談できる場所があって、場合によっては勧告とかをですね、勧告なのか、啓発なのかというところはちょっとありますけどもそういうことができるような仕組みを整えるところについては、特に別に否定するものではないかと。ちょっとただ運用は難しいかとは思うんですけど、そういうケースもあり得るかなというふうに思います。

（事務局）

岡田委員にお話いただいたことでお聞きしたいんですが、特定の個人への対策はなかなか難しいという話があったときに、委員が今おっしゃったように、何が誹謗中傷かそうでないのかという判断が難しいと思うんですが、例えば、第三者機関にわざわざ判断していただく必要もないぐらいの明らかなもの、そういうものについて行政が何か講じていくということは難しいでしょうか。

（岡田委員）

例えば明らかにあいつは死んだ方がいいとかですね、この世の中から消えてしまえばいいんだとかですね、皆でこいつに対してヘイトスクラムと言いますか嫌がらせをしようだとかですね、そういう言動というのが、明らかに権利侵害性がかなり高くて、それが公益目的とかそういうのは多分ないとは思うので、そういうところに関しては、アプローチというのはありうるかもしれないなと思いますが、これをどういう視点でやっていくのかとか、以前も申し上げたかもしれないですけど、削除要請に関して、表現もそこまでいけばプロバイダの方もいわゆる権利侵害を受けたものを直接本人でなくても削除してくれる場合もあるかもしれないんですけども、プロバイダ責任制限法のプロバイダの損害賠償免責の規定が現実に侵害情報の流通によって権利侵害を受けたものからの削除要請の場合に、免責するという建付けになっている関係もあって、逆にいうとプロバイダ側と、府とか、法務局とかとすり合わせとかが必要なのかなと、ちょっと効率悪いというところもあるんですが、必要になってくるかもしれないなと思います。削除を求めるというかたちの場合っていうことですが。結構慎重なところは、やっぱり本人からじゃないと消しませんとか、本人の正式な代理を受けたものじゃないと消しませんとかっていうところがやっぱあるのはあるので、そこがちょっとどこまで実効性っていうのが保てるのかどうか。でもやらない理由はないので、それをやるということは別にいいんじゃないかなと思います。

（曽我部委員）

今のお話なのですが、SIAの方で権利侵害明白性ガイドラインを作ったことがありまして、これは実は、元々は発信者情報開示で任意開示を促進するという目的で、プロバイダ責任法の開示要件に権利侵害の明白性というのがあるので、その判断をサポートするという目的で作ったものなんですけれども、例えばそこに当たるようなものは明白だということですので、例えば府の窓口に相談にみえたときにそういったものであれば、他のＳＩＡとか他のところに繋ぐというまでもなく、府の方で助言をして、これは本人からやってもらうことには最終的にはなると思うんですけど、府の窓口の助言のもとにご本人から削除要請するとか、そういうことはできるかなと。それより複雑なものを、より専門的な窓口という前提で、そういう明らかなものについてはそういう形で早めに対応するのを目指すということはありうるかなと今お伺いして思いました。

（事務局）

ありがとうございます。もう1点委員の皆様の議論で出ていましたのが勧告で、相手方が分からないと勧告できないという話。行政指導、処分的なことは難しいということですけども、例えば、ＤＭとかを使って警告なり、先ほどちょっと出ていました啓発を行うというのはいかがでしょうか。明らかな誹謗中傷に対してＤＭで送るというのはどうでしょうか。

（曽我部委員）

その目的はどういうものでしょうか。

（事務局）

目的は、1つは加害行為そのものに対する啓発と、もう1つはその投稿自体を削除していただくっていう2点です。任意削除を求めるということです。

（岡田委員）

質問があるんですけども、今のＤＭを送るとか、あるいはそのTwitterではリプライを送るとかいろいろあると思うんですが、それは特定の被害者の方から相談があった場合に、府としてそういうことをするということなのか、いわゆる府としてそのネットパトロールのようなことをして、そういった投稿が見られたら、特にそういう相談もないけれども、ＤＭを送るとかってことを意識して、今おっしゃられてるのかどちらでしょうか。

（事務局）

相談があったときに府として対応できないかということです。

（曽我部委員）

どこかの県警が援助交際とかそういった書込みに対して警告を発するといった例があり、それに近いイメージかもしれないんですが、今回は個人間の紛争に立ち入る形になるので、そこをどう考えるかっていうことはあるかなと思うんです。例えば警告はしたけど、反発があって府が巻き込まれて何かトラブルになるとか、そういうこともあるかなと思います。それからプロバイダに削除要請するということであれば、特にそういうことはないかなと思いますけれども、府がそういう当事者的な立場になってしまって、その時にどう対応できるかという問題が生じるので、プロバイダに対する削除要請の場合とは少し違う問題も出てくるかなとは思いますけれども。そのあたりの問題が解決できれば、できないことはないのかなとは思います。今、直感的にはそう思います。

（岡田委員）

本人から相談を受けて府がＤＭを送って削除等の交渉をするということが相当なのかということは議論があるかなとは思います。個人のことについて、行政主体が表現行為者に対して「これは消すべきだ」ということっていうのは表現の自由とその公権力との関係もちょっと若干気になるところではあります。一応やっぱりそれは、とりあえず啓発的なところまでかなと。削除するべきですとかではなくて、そういう表現っていうのは個人の人権侵害の恐れがあるものなので、気をつけてくださいというようなところであれば、「消せ」ではないので、注意喚起啓発、ただそれは、それを相談者が望むのかというところもちょっとあって、そういうことを受けたことによって逆に、相手が逆上したりとか炎上したりとかっていうことにならないかなっていう懸念はちょっとあります。多分こういうネットパトロール的な投稿というのも、おそらくそれもそういう投稿は気をつけましょう、やめましょうとかそういう感じの注意喚起であって、消すべきであるとかそこまで言っているのか私は詳しくないのですが、そういうものなのかなという感じはします。

（佐伯委員）

先ほど勧告とか警告の話が出ていましたけど、やはり相談を受けて加害者に対してこういう発言をやめてほしいみたいなそういう勧告するような場合でも、やっぱりそれは気楽にするような話ではなくて、やはり慎重にしていく必要があるかなというふうに思います。やはり指導とか警告といっても重めのあることになるので、そこはやはり第三者機関を通して判断をしてもらうということがやっぱり必要になってきて、気楽に行政機関が判断して、ちょっとやめてねっていう、そういうふうなイメージを私はちょっと持ってないし、あまり好ましくないかなというふうに思います。あとは行政の方が常にインターネットをモニタリングして常に監視をして、問題ある発言に対しては勧告とかしていくというのもちょっと介入しすぎかなっていう気はしています。

（事務局）

ありがとうございます。今、少し話があったんですが、注意喚起をするということでも、やっぱり第三者機関で諮った方がいいというお考えでしょうか。

（佐伯委員）

注意喚起でも私は第三者機関を通してした方がいいかなというふうに思います。

（事務局）

ありがとうございます。

（岡田委員）

行政主体、公権力が主体である都道府県が、何かそういう表現活動に関してする場合は、ネットパトロール的なものになるとやっぱり検閲じゃないかとかっていう議論に入っていく危険性があると思いますし、表現活動の細部を捉えて、これは「消せ」だとかですね削除すべきだとかっていう意見を上げるというのは、きちんと制度設計を作らないと難しいのかなと。大阪市の例の条例の件もつい最近最高裁では合憲という判断が出ましたけれども、争われることになりますから、気軽に相談があったから介入してというようなことっていうのは、きちんと考えてやらないといけないかなっていうように思います。

（曽我部委員）

ちょっと逆の方向の動きの方で言うと、第三者機関を設置すると迅速性というのは著しく失われるので、第三者機関を置かないといけないようであったらやらないほうがいいのかなとは思います。ですから第三者機関を置かずにやれる範囲で明白なものであればできるんじゃないかとか、そういうご提案かなと思うんですけれども。そこはこれまた直感的で恐縮ですけども、第三者委員会が必須というわけではないような気がしますが、ただ他方で今先生方ご意見あったように、第三者機関がないのはけしからんという意見が当然出ると思うので、強いてやっていくのかどうかというところはあるのかなと。あと佐伯先生がおっしゃったパトロールは多分誹謗中傷がメインだと思います。大阪なので大阪に紐づいてないといけないですから。やはりさっきおっしゃったように、被害相談を受けてっていうことにならざるを得ないと思われます。大阪府の条例ですからそこに大阪を紐づける、それは必須だろうと思います。勧告とかにこだわる理由がよくわからないんですけども、いろいろ問題がある中であえてやるのかというところでしょうか。

（事務局）

勧告にこだわっている考えではないんですが、例えば、大阪府に相談があったときに、今まででしたら、セーファーインターネット協会、法務省に繋いでいく、場合によっては警察に繋いでいくということをやっているんですが、そのプラスアルファとして具体的に何か府としてできないかと、そういった発想がございまして、何か実効性のあるものがしたいというところでございます。

（曽我部委員）

話が変わって恐縮なんですけども、例えば報道されるような大炎上が起きたときに、例えば何か府内で事件が起きて、被疑者が逮捕されて、非常に悪辣な印象を与える事件なので異論が殺到するというようなことがあったりした場合に、例えば知事が何かメッセージを発するとか、効果があるのか逆効果なのか実証を待たないといけないと思うんですが、そういう形で広くメッセージを発するということは考えられるかなと思います。コロナの関係で、確か山梨県が発表したのが炎上したケースもあるところではありますが、特に今の大阪の知事は発信力があるので、そういう発信力を利用して、一般的に個別事案だけじゃなくて、特定の加害者、誹謗中傷者個々ではなくて、一般的に冷静な対応を呼びかけるといったことはありうるかなとは思います。

（岡田委員）

今の曽我部先生の意見とも関連するんですが、確かに報道されるような事件が起こった場合、よくあるのが、全然関係ないんだけれども、そこが被疑者の親族が経営している会社なんだとかですね、事実じゃないんですけど。それがネット上に流布されて、直接電話がたくさん鳴り響いて公開されるとか、いわゆる名誉毀損あるいは信用を毀損するような言動というのがネット上に渦巻いていると。そうなってくると個々の削除要請とかの対応っていうのはなかなか難しいんですね。もうたくさんたくさんされてますから、そうなってしまうともう手のつけようがないと。そういう場合に効果的なのはやっぱりそこはもう関係ないんだというような、後追いの、別にそれを報道するようなものだとか、あるいはそれに対して行政が対応すべきなのかわからないですけど、そういう権利侵害を受けるような情報の流布がネット上等でされているけれども、それは事実に反するものなので、それはやめてくださいというようなことを表明するというのは、全然関係ないところで炎上を抑えるという意味では意義があるのかもしれないなとは思いました。ちょっと話戻るんですけど、個々の相談案件で削除の要求を府がするというよりは、やっぱり本人がするのが一番早くて確実なんですね、プロバイダに対しては。いわゆるその日本国内のテレサ協に入っているようなとこであればテレサ協組織を使って、こういう投稿があるので削除をしたいんですっていうのを送れば、一応の対応をしてもらえるので、そういうところの対応チームとかですね。皆さん知らないんで、そういうところに関するアドバイスとかっていうのもその相談員の方々が皆さん知ったうえで対応に臨むというのは一つ方法かなと。あと大手のＳＮＳを運営する会社であれば、LINEさんのようなお問い合わせフォームがあって、なかなか対応してもらえないという問題もあるんです。特に海外系のところは送っても全然レスポンスもないっていうところは結構多いのでちょっと悩みではあるんですが、一応そういうことの方法とか、その投稿の削除を求めたときに具体的にこういうふうにしたらどうかアドバイスとかっていうのは、そういう相談窓口とかというのは一番適切かなとは考えています。

（事務局）

ただいまいただいたご意見については、事務局で整理させていただき、次回は「具体的な対応」、例えば、第三者機関の設置の必要性や、対象とする人権侵害の判断などにつき、ご意見を伺うこととします。

それでは、次に、資料4をご覧ください。中間報告は、有識者会議でこれまで議論していただいた内容やご意見の概要をまとめたもので、まず、有識者会議の開催状況を示し、「はじめに」として、この有識者会議が設置された経過や中間報告の位置付けを記載しています。

次に、「検討に当たっての基本的な方向性」として、インターネット上の人権侵害事象に対しては、本来、国において全国統一的に対処すべきものであって、府が施策を進めるに当たっては、国と地方との役割分担を考慮して検討する必要があること。府としては、府民が加害者にも被害者にもならないよう教育・啓発の取組を推進し、被害者だけでなく加害行為者も安心して相談できるよう相談窓口の充実を図ることが重要であること。具体的な被害者支援に当たっては、追い詰められている被害者に寄り添うといった観点から悪質な事象への対応を中心に検討していく。なお、具体的な施策の検討・実施に当たっては、庁内関係部局、市町村や関係機関等と連携・協力し、必要な体制整備について考慮する必要がある。といった内容を記載しています。

続いて、「施策の方向性に係る主な意見」では、「教育・啓発」「相談事業」「被害者支援策」「国への提案」の４つの項目について、これまで委員の皆様からいただいたご意見の概要をまとめています。続いて「今後の検討の進め方（論点）」ですが、最終とりまとめに向け、府が取り組むべき具体的な施策について、その効果や法的課題等を整理・分析しながら検討を進めていくとしており、この記述の後に、４つの項目の論点を記載してはどうかと考えています。

なお、お示ししている中間報告は「素案」としていますが、本日いただいたご意見を事務局で再度、整理・必要な修正をし、改めて「案」として、委員の皆様にメール等でご確認いただいた上で、９月中を目途に確定、公表したいと考えています。それでは、まず、「今後の検討の進め方（論点）」以外の部分について、ご意見などあればお聞かせいただければと思います。

（岡田委員）

基本的には今回の（1）から（4）までのその切り分けた内容自体私は十分理解していますから、議論を反映したものだなというふうに評価しておるんですが、元々今回のこの会議の前提となって制定されてますこの条例の中では、今回のその切り口の中ではその相談事業という中に入るのかもしれないんですが、その行為者等に対する相談支援体制というのは、条例第10条のところに記載されておりまして、そこの部分に関しては具体的にどういったことをするのか、この相談の中でインターネットリテラシーに関する部分の相談等も含めて、被害者に対するものだけじゃなく、加害者の方についても、この相談事業の中で盛り込むんだということであれば特に問題ないんですが、個別に行為者と加害者にあたる可能性がある方々に対する相談支援体制については、何らかのいわゆる政策なのか、取り組み方なのかってのはちょっとあるかもしれないですが、そこに対する検討っていうのは別途必要ないのかと言うところが気になりました。

（事務局）

次に、「今後の検討の進め方（論点）」についてですが、ワークシートを作成していますので、資料５をご覧ください。中間報告の「今後の検討の進め方（論点）」の空欄部分には、このワークシートの「今後の論点（たたき台）」をもとに、委員の皆様からご意見をいただいて書き込みたいと考えています。ワークシートの「今後の論点（たたき台）」についてご意見をお願いしたいと思います。

（曽我部委員）

相談事業の論点（たたき台）にある被害者間の情報交換の場というのは前回のゲストの方のお話があったところかなと思うんですが、なかなか恒常的に被害を受けるという立場というのはあんまりないかなと思います。ご提案の中で普遍化できるものはあるかと思うんですが、それで言うとその被害者間の情報はなかなか一般化しづらくて、論点として絞り込んでいく中で、議論ができるものかどうかということは若干難しさを感じていますが、論点を検討した結果、なかなか難しいということであればそれはそれでということなんですけれども、そういうふうに感じました。

（事務局）

ここに記載されているものは全て最終的に残るということではなく、あくまで論点であり、最終的にこれはできないという結論ももちろんあろうかとは思います。

（岡田委員）

今のお話と関連するかもしれないんですが、別に論点のたたき台の内容について特に異論はないんですが、いわゆる啓発、教育の部分に関して、被害者がどういうふうな救済が得られるのかという、いわゆる加害行為者を増やさないというインターネットリテラシーに関する教育啓発はもちろん大事ですし、もしそういう被害に直面したときに、相談に行く前提として、あなたは救済を求めることができるんだよと。いじめの問題であれば、こういう電話番号がホットラインがあるので電話してくださいねっていう、学校とかでもそういったものは配布していますし、色んなところでそういうパンフレットとかポスターとかあると思うんですけども、そういった被害者に対する、こういう部分に関する取り組みができるかというところもあるのかなと。先ほど曽我部先生がおっしゃられた被害者間の情報交換というのは、確かにちょっと特殊であると思うんですね。恒常的にずっと受けているとか、あるいは自分がこういう被害にあったんだということをなかなか言い出せないというのが普通だと思いますんで、ただそういう経験者の方でそういうご自身の体験とかというのを、こうやって乗り切ったんだと、そういうような事っていうのは、同じような悩みを持っている方にとっては有意義な体験談、要するにいろんな人の命を守るという観点では、あなたは助けられるべき立場なんだよというところでは、教育啓発のところで、盛り込むべき、府として被害者に対して寄り添うという意味では、単に個別事案に関する解決ではなくて、助けを求める立場にあるんだとか、あるいはそれを乗り切った方々もいるよというようなところでの取り組みは府としてできるんじゃないかなと思うんですが、そちらの方を論点に加えてはいいのではないかなと思いました。

（事務局）

ありがとうございます。限られた時間でもありましたので、この後でも、メール等でご意見をいただけると幸いです。説明しましたとおり、中間報告「素案」につき、本日いただいたご意見を踏まえ、事務局で整理・必要な修正をし、改めて「案」としてお示しさせていただきます。9月中にはまとめたいと考えております。ご協力をお願いします。次回は、「被害者支援策」や「国への提案」を中心にご意見を伺うとともに、中間報告で整理した論点に沿って、全体についてもご意見をいただければと考えています。本日、ご意見をいただく事項については、以上のとおりです。

― 以　上 ―